

# 令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託選考審査実施要領

## 1. 業務概要

業務名

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託

委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで

履行場所

大相模調節池及び周辺（越谷市レイクタウンニ丁目地内）

内容

別紙仕様書による

委託料限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2. 選考会に参加できる者の形態

単体とする。

## 3. 参加に必要な条件及び資格

- ① 令和5・6年度越谷市物品購入等競争入札参加資格者として、登録があること
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、越谷市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること
- ④ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること
- ⑤ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること
- ⑥ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること
- ⑦ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受

けていない者であること

- ⑧ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本プロポーザルに参加させることが適当と認める者であること

<スケジュール>

区分	項目	日程又は期間
一次審査	参加申込書等提出	
	実施要領の公表	令和6年8月 2日 (金)
	質問の受付	令和6年8月 2日 (金) から 令和6年8月 8日 (木) まで
	質問の回答	令和6年8月 9日 (金)
	参加申込書等の受付	令和6年8月 9日 (金) から 令和6年8月26日 (月) まで
	一次審査結果の公表・通知	令和6年8月27日 (火)
二次審査	プレゼンテーション・ヒアリング	
	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和6年8月29日 (木)
	二次審査結果の公表・通知	令和6年8月30日 (金)
	本見積書の提出及び契約	令和6年9月上旬

#### 4. 選考形式

□【一次審査】企画提案書評価方式

- ①提出者が6者を超えた場合、企画提案書等について評価基準に基づき審査を行い、上位6者程度を選定する。ただし、6者を超えなかった場合は、一次審査は行わないものとする。
- ②審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

□【二次審査】プレゼンテーション・ヒアリング

- ①一次審査で選定された者について、プレゼンテーション・ヒアリングによる評価を踏まえ、最優秀者1者を選定する。
- ②審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

#### 5. 選考方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、委託予定業者を選定する。発注者が次の評価表に基づき評価、採点を行い、各項目の得点を合計した点数が最も高い参加者を委託予定業者とする。ただし、合計得点が1位となった参加者が複

数ある場合は、その者の内で価格が最も低い参加者を委託予定業者とする。なお、価格について同価格であった場合は越谷市契約規則に基づいて委託予定業者を決定する。また、全ての参加者から適切な提案がない場合（次の評価表にある評価項目の合計配点の60%未満）には、委託予定業者として選定せず、手続きを中止する。

【評価表】

評価項目	配点（満点）	評価基準（着眼点）
運営体制	20点	事業の実施体制、業務の遂行能力
事業実績	10点	同種の事業の実施実績
事業内容	40点	仕様書に記載する本事業の目的に即した事業内容であるか。
見積価格	30点	提出された見積書について、下記の通り評価を行う。 委託料上限額に対する減額率 (1)10%以上（30点） (2)8%以上、10%未満（24点） (3)6%以上、8%未満（18点） (4)4%以上、6%未満（12点） (5)2%以上、4%未満（6点） (6)2%未満（0点）
合計	100点	

6. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年8月2日（金）から令和6年8月26日（月）まで

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

(3) 資料名

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託選考審査実施要領（※本資料）

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託仕様書

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託選考審査参加申込書（様式1）

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託企画提案書（任意様式）

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託見積書（様式2）

令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託選考審査質問書（様式3）

## 7. 質疑方法

質疑期間 令和6年8月8日（木）17時15分まで

質疑方法 電子メール（様式3による）

回答日時 令和6年8月9日（金）予定（参加者全員に対して）

回答方法 ①電子メール ②ホームページで公表

※質問書の題名、質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと

## 8. 提出書類

### ◎参加申込書及び企画提案関係書類

提出期限 令和6年8月26日（月）17時15分まで（必着）

提出場所 経済振興課

提出方法 郵送、持参

提出書類

① 参加申込書（様式1） 1部

② 企画提案書（任意様式） 8部

※A4判を基本とし、図面等はA3判でも可。別途電子データも提出すること

③ 見積書（様式2） 1部

④ 見積明細書（任意様式） 1部

### ◎提出書類の作成にあたって

#### （1）企画提案書必要記載事項

- ・運営体制 事業の実施体制、業務の遂行能力
- ・事業実績 同種の事業の実施実績（参考資料（チラシ等））
- ・事業内容 目的・趣旨に対する認識、理解  
事業の具体的な企画、手法、スケジュール

#### （2）見積書作成に係る注意事項

① 委託料限度額の範囲 5,000,000円以下

※5,000,000円を超える見積書を提出した場合は選考審査への参加を無効とし、失格とする。

② 見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

③ 見積書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を

押印すること

- ④ 見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること
- ⑤ 見積明細書の様式は問わない。
- ⑥ 見積書、見積内訳書は、件名及び社名を記載した封筒に入れること

## 9. プレゼンテーション・ヒアリングについて

日 時 令和6年8月29日（木）（持ち時間 30分程度）

※詳細時刻及び会場は別途通知する。

機 器 プレゼン用液晶プロジェクタ及びスクリーンは経済振興課にて用意する。

### 【プレゼンテーション留意事項】

- (1) 原則非公開で行うものとする。
- (2) 説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む3名以内とする
- (3) 説明は提案書に記載した内容に限る。
- (4) プレゼンテーションには、パワーポイントによるスライド等を使用することができる。なお、原則として、提出した提案資料に加筆することはできないものとするが、パワーポイント等を使用するため、編集を行うことは可とする。
- (5) 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとする。

## 10. 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議し、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

## 11. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする

- (1) 申し込み、質問等所定の手続きを除き、発注者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 委託予定業者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合

- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと認めた場合
- (8) 二次審査発表までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合
- (9) その他選定に不適合と認められる場合

## 12. その他

### (1) 辞退について

プレゼンテーション・ヒアリング審査(二次審査)に選定された者が辞退する場合は、書面(書式自由。ただし、A4判とする。)により、令和6年8月27日(火)までに事務局まで、持参又は郵送(必着)すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

### (2) 参加申込書、企画提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査に係る費用は、提出者の負担とする。

### (3) 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は原則として認めない。

### (4) 提出資料の取扱い

- ① 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ② 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用(複製、転記又は複写等)することができるものとする。
- ③ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④ 委託予定業者として選定された企画提案書等については、市ホームページ等において公開できるものとする。この場合において、越谷市から求めがある場合には、選定された者は、当該資料のPDFデータを越谷市に提供するものとする。

### (5) 参加者全員の評価等審査内容は越谷市ホームページで公表する。

### (6) 最優秀者として決定した者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。

### (7) 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

(様式1)

## 令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託

### 選考審査参加申込書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

上記選考審査に参加します。

名 称		
代表者名		
所在地		
連 絡 先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	Eメールアドレス	

(様式2)

# 見 積 書

1 件 名 令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託

2 履行場所 大相模調節池及び周辺（越谷市レイクタウン二丁目）  
(納品)

3 見積金額	金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、記載金額は、見積った契約希望金額の110分の100相当額

4 見積明細  
別添のとおり

5 消費税課税区分  課税事業者  免税事業者

越谷市契約規則、設計図書及び仕様書その他契約条件を承知のうえ、上記金額のとおり見積いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

越 谷 市 長 宛

(注意事項)

- 金額は、算用数字で記入し、頭に「¥」を付けること。
- 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積金額として記載すること。
- 「消費税課税区分」の欄は、該当する項目にレ印をつけること。

(様式3)

# 質 問 書

越谷市長 宛

「令和6年度水辺の創業まちづくり事業委託」について、次のとおり質問します。

質問者	法人等の名称	
	担当者所属	
	担当者の職・氏名	
	所在地	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
質問内容		

※質問内容は箇条書きとし、かつ、簡潔、明瞭とすること。

※質問書の題名、質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと

○宛先

越谷市 環境経済部 経済振興課  
〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1  
TEL: 048-967-4680 (直通)  
E-mail: keizaishinko@city.koshigaya.lg.jp